公益財団法人秋田県育英会
奨学生募集
（令和８年４月に専修学校専門課程へ進学予定の方）

秋田県育英会の奨学金は、全て貸与型（無利息）です。

募集期間

令和7年6月19日（木）
～
令和7年8月　4日（月）

※本会必着

◆募集人数及び貸与額等

奨学金の種類	募集人数	貸与額	所得制限	その他
①専修学校月額奨学金	30名	月額5万円	あり	他団体の貸与型月額奨学金との併用不可。
②専修学校入学一時金	70名	30万円		本会の専修学校月額奨学金及び他団体の貸与型奨学金との併用可。

※本会全ての奨学金は、他団体の給付型奨学金及び授業料減免と併用可。
※本会大学月額奨学金及び大学入学一時金との併願はできません。
※入学が令和８年４月以外の場合は、貸与することができません。

◆貸与期間

入学する学校の正規の最短修業年限

◆応募資格

①秋田県出身者であること。※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
②令和８年４月に、学校教育法に定める専修学校専門課程（ただし、大学進学を目的とした課程（いわゆる予備校）及び通信制は対象外）に入学し、１年に進学予定であること。
　※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明②を参照
③令和８年３月に高校卒業予定の者、または高校卒業後３年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後６年以内の者であること。
④学資の支弁が困難と認められること。
申込み可能な世帯収入例（父母が給与収入のみの場合）

世　帯　人　員	収入例１		収入例２	
	父	母	父	母
３人（父、母、本人）	855万円	65万円	613万円	300万円
４人（父、母、本人、大学生の兄（私立･自宅外））	1035万円	65万円	843万円	300万円
５人（父、母、本人、大学生の兄(私立･自宅外）、中学生の妹）	1081万円	65万円	889万円	300万円

（父母の特別控除後の認定所得金額合計が３００万円以下であること）
認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明「③所得の算出方法について」を参照、または本会事務局へ問い合わせてください。

◆選考結果通知

令和７年９月中旬（予定） **応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。**

◆貸与方法

（１）専修学校月額奨学金

令和８年４月から、隔月に２ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
※進路変更により大学または短大（自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学は対象外）へ入学する場合は、審査により大学月額奨学金の貸与を受けることができます。

（２）専修学校入学一時金

令和８年１月～３月に、一括で秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
※進路変更により大学または短大（自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学は対象外）へ入学する場合は、大学入学一時金として３０万円の貸与を受けることができます。

◆奨学金の併用について

併用できるものとできないものがあります。（下記参照）
なお、併用できないものについても同時に申込みをして、採用後にどちらか選択することは可能です。

	日本学生支援機構等、他団体の月額奨学金（貸与型）	給付型奨学金、授業料減免	専修学校入学一時金
専修学校月額奨学金	×	○	○
専修学校入学一時金	○	○	

◆返還について

本会の奨学金は、貸与を受けた全額を返還する必要があります。

返還は、貸与期間終了後、６ヵ月間の据え置き期間経過後から始まります。
原則として、奨学金を貸与していた口座と同じ口座からの振替により返還していただきます。

奨学金の種類	返還期間	返還方法	１回の返還額
専修学校月額奨学金	貸与年数の３倍の期間	月賦･半年賦･年賦から選択	月賦　：16,660円（初回のみ端数分上乗せ） 半年賦：１０万円 年賦　：２０万円
専修学校入学一時金	３年	半年賦のみ	５万円

無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率５％の延滞利息が課せられます。

※必ずご覧ください※

本会の奨学金制度の利用には、連帯保証人と保証人が必要です。

連帯保証人と保証人には、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書等を添付していただきます。

☆連帯保証人について
申込から返還終了まで、連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、保護者等（申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者または後見人、成年者の場合は父母等またはこれに代わる者）としてください。

☆保証人について
返還書類（借用証書）作成時に、保証人が必要となります。保証人とは、申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者（未成年者不可）とします。
（申込の段階では保証人は必要ありませんが、事前に見通しを立てておいてください。）

◆提出書類について

申込時には、次の書類を提出してください。書類の提出は、郵送でも持参でも構いません。

①	**貸与申込書**	**募集要項に添付の「第１号様式」** **本会ホームページからもダウンロード可。** 秋田県育英会 検索
②	**住民票** **※本籍・続柄が記載されているもの** **※マイナンバーの記載がないもの**	**申込者及び家族（同一生計の方）全員の住民票が必要です。** **（ただし、兄弟姉妹で高校生以上の学生（含予備校）の分はなくても可。）**
		単身赴任等で別に暮らしているが同一生計の場合は、その方の住民票も必要です。
		住民票に別生計者が記載されている場合（祖父母と同居はしているが別生計の場合等）は、氏名の横に「別生計」と記入してください。
③	**就学者の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写し**	**申込者本人の分は不要です。** **家族の中で、学生（高校生以上、各予備校）の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写しが必要です。在学証明書を添付する場合は原本を提出してください。**
④	**令和７年度** **所得証明書** **※最新年度のもの** **※市町村によって名称が異なる場合があります。**	**市町村発行のもの（全部事項記載のもの）。**
		源泉徴収票及び確定申告書控えは不可。
		無職（無収入）、年金受給者の場合も必要です。
		所得証明書は、次の例に従って発行してください。 **ア）両親がいる世帯→父と母二人分の所得証明書**
		イ）母子または父子世帯→母または父の所得証明書
		ウ）父母に代わる方が生計維持者の場合→その方の所得証明書
⑤	**特別な家庭事情にかかる書類**	**必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。** **ア）障害のある方がいる世帯** **障害者手帳、療育手帳の写し**
		イ）長期療養中で医療費控除を申告している方がいる世帯 **令和６年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し** **実際に医療機関に支払った金額が必要です。領収書は不可。**
		ウ）両親いずれかが単身赴任している世帯 **⑴ 単身先の１ヵ月の家賃が分かるものの写し（アパートの賃貸契約書、給与から天引きされている場合は給与明細等）** **⑵ 別居住であることが分かるものの写し（光熱費や公共料金の納付書等、住所の記載があるもの）**
		エ）災害、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 **罹災・被災証明書、令和６年中の被害額が分かるものの写し、盗難届出証明書の写し等、保険等で補填された場合はその額が分かるものの写し**
⑥	**成績に関する書類** **※【開封厳禁】**	**成績に関する書類は、次の例に従って提出してください。** **ア）現在高校生の方→評定書（募集要項に添付の「第２号様式」）**
		イ）過年度卒業の方→調査書（卒業した高校から発行されるもの）
		ウ）高卒認定の方→合格成績証明書（高校で取得した単位がある場合は、成績証明書も必要）

◇注意事項

（１）不明な点がある場合はその他書類の提出を求めることがあります。
（２）提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。
（３）添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
（４）提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。
（５）採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

◆その他

①本会の専修学校月額奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となっております。
詳しくは、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページまたは秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧いただくか、同課へお問い合わせください。

返還助成に関する問い合わせ先　あきた未来創造部移住・定住促進課
TEL 018-860-3751
https://kocchake.com/pages/p4957/

こっちゃけ　検索

②本会の専修学校月額奨学金及び専修学校入学一時金は、令和１０年３月３１日までの間、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費賃貸契約書の印紙税の非課税措置」の制度が適用になります。

◆申込、問い合わせ先

公益財団法人　秋田県育英会

〒010-0951 秋田市山王四丁目１－２ 秋田地方総合庁舎 ５階

TEL ０１８－８６０－３５５２　FAX ０１８－８６０－３５５５

Mail ： postmaster@akita-ikuei.jp　URL http://www.akita-ikuei.jp

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の審査及び貸与業務（返還業務を含む）目的以外には使用しません。